平成 29 年 7 月 18 日 光が丘図書館事業統括係

武蔵大学図書館の利用について

武蔵大学図書館から大学図書館の利用について、今年度4回に渡り厳しいご意見をいただきました。事業統括係では、ご意見をいただいた4回ごとに各館あて、サイボウズでご連絡して参りましたが、再度のご確認をお願いいたします。

1 武蔵大学図書館からのご意見の内容

- ① 平成 29 年 4 月 11 日、「武蔵大学図書館利用登録願」裏面の利用目的に記入のない登録願は受付けないこと。
- ② 5月2日、同上
- ③ 5月19日、目的欄の記入が簡素なもの、利用意欲が見られない登録願や記入項目に不備がある登録願は受付けないこと。
- ④ 6月23日、武蔵大学図書館に関する苦情は練馬区立図書館で受付けること。

2 確認事項

- ① 武蔵大学図書館の利用は、大学と練馬区の相互協力により、練馬区民等の生涯学習に対する支援を図ることを目的としています。
- ② 区民等の調査研究を支援するため、区立図書館には無い資料が閲覧できます。したがって、「主たる研究分野」、「利用予定資料」、「大学図書館を利用する目的」は必須事項ですので、登録願に必ず記入してください。
- ③ 登録願にあらかじめ記載されている事項に同意した方に利用を認めています。「閲覧 席内で在学生向けの各種ガイダンスを実施したり、学生のグループ学習も認めている ため、必ずしも静寂な環境を提供することはお約束できません。」にも同意をいただ いています。
- ④ 利用者から武蔵大学図書館に関する苦情を受けた場合は、「区立図書館から大学図書館伝えます。」と答えたうえで、光が丘図書館事業統括係にご連絡ください。各館から大学図書館へは連絡しないでください。
- ⑤ 武蔵大学図書館利用規定に定める項目をお守りいただけない場合は利用を停止する ことがあります。